

応急対策職員派遣制度
に関する運用マニュアル
＜第6版＞

令和7年4月
総務省

応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル

< 目次 >

第一章 全般

1. 応急対策職員派遣制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 応援職員確保調整本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 応援職員確保現地調整会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 総括支援チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5. 対口支援チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第二章 総括支援チームの派遣

1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合
【フロー図1】・・・・ 11
2. 被災都道府県が必要と判断した場合 【フロー図2】・・・・ 14
3. 確保調整本部が必要と判断した場合 【フロー図3】・・・・ 15

第三章 対口支援団体の決定

1. 総括支援チームが派遣されていない
被災市区町村の場合 【フロー図4】・・・・ 18
(全国の地方公共団体による応援職員の派遣) 【フロー図4-2】・ 22
2. 総括支援チームが派遣されている
被災市区町村の場合 【フロー図5】・・・・ 23

第四章 追加の対口支援団体の決定

1. 追加の対口支援団体の決定 【フロー図6】・・・・ 25

第五章 派遣の終了

1. 総括支援チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2. 対口支援チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
3. 被災市区町村・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
4. 被災都道府県・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
5. 確保調整本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
6. 派遣終了に係る留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第六章 費用負担

1. 応援職員派遣に関する費用の負担・・・・・・・・・・・・ 30

第七章 平時における体制整備

1. 応援職員の派遣準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
2. 受援体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
3. 訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第八章	南海トラフ地震、首都直下地震等極めて規模の大きい災害時の 特例	34
-----	------------------------------------	----

第一章 全般

1. 応急対策職員派遣制度

(1) 応急対策職員派遣制度とは

大規模災害が発生した場合には、被災住民の生活再建等を支援するため、避難所運営や罹災証明書の交付等について迅速・的確な対応が求められる。

このため、これらの災害対応業務を担う被災市区町村においては、当該団体の職員だけでは人員が圧倒的に不足することとなり、被災住民の生活再建等を円滑に進めるためには、短期集中的に、大量の応援職員を迅速に確保することが不可欠となる。

そのため、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みとして「応急対策職員派遣制度」を構築したところである。

本制度は、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する仕組みである。なお、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされたことを踏まえ、本制度においても、災害が発生するおそれがある段階での応援職員の派遣について明記したところである。

(2) 応急対策職員派遣制度の目的

本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであることとしている（制度要綱第3条第4号）。

なお、目的が達成できる場合は、オンラインによる支援も可能である。

- ①避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援すること
- ②被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること

(3) 応急対策職員派遣制度の特徴

本制度の特徴として、上記（2）に掲げる目的のため、地方公共団体の応援職員を派遣することとしており、それぞれ以下の特徴がある。なお、本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本としている（制度要綱第3条第3号）。

①避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

- ・被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による第1段階支援が行われ、それによってもなお対応が困難な場合、全国の地方公共団体による第2段階支援が行われる。

- ・避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、「対口支援方式※」により応援職員を派遣することとしている。

※「対口支援方式」とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう（制度要綱第2条第9号）。

- ・都道府県及び区域内の市区町村（指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣することとしている。
- ・ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図ることとしている（制度要綱第3条第5号）。例えば、被災市区町村1団体に対し複数の対口支援団体を割り当てることも想定される。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの総括的支援

- ・「災害マネジメント総括支援員※¹」及び「災害マネジメント支援員※²」等で構成する「総括支援チーム」を派遣することとしている。

※¹「災害マネジメント総括支援員」とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう（制度要綱第2条第10号）。

※²「災害マネジメント支援員」とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう（制度要綱第2条第11号）。

（４）応急対策職員派遣制度に基づく情報の収集と共有

本制度は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合、総務省において、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。）及び関係都道府県（被災都道府県及び被災地域ブロック幹事都道府県をいう。）からの情報の収集及びそれぞれの団体との情報の共有を行うこととしている（制度要綱第5条第1項）。

なお、情報の収集及び共有を開始する場合には、総務省からその旨を連絡することとしており、その連絡を受けたそれぞれの団体は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供することとしている（制度要綱第5条第2項）。

また、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように連絡調整を行うことが必要であり（制度要綱第4条）、応援職員の派遣に関して得られた情報があれば、随時情報共有を行う必要がある。

※「応援職員の派遣に関して得られた情報」とは（例示）

（被災都道府県）

- ・被災都道府県における受援体制に関する情報
受援窓口の設置状況や連絡先などについて情報の共有が必要である。
- ・被災市区町村における被害の状況
被災市区町村における避難所の開設状況（開設箇所数、避難者数等）、倒壊家屋の状況、交通の状況等について情報の共有が必要である。
- ・被災市区町村へのリエゾンの派遣状況やリエゾンから得られた情報
被災都道府県において被災市区町村にリエゾンを派遣する場合は、その派遣状況や把握した情報等の共有が必要である。

（被災地域ブロック幹事都道府県）

- ・被災都道府県へのリエゾンの派遣状況やリエゾンから得られた情報
被災地域ブロック幹事都道府県から被災都道府県へのリエゾンの派遣状況について、共有が必要である。また、被災都道府県に派遣したリエゾンが把握した情報等の共有が必要である。
- ・被災地域ブロック内の都道府県・指定都市の状況
被災地域ブロック内の都道府県・指定都市における応援準備状況やリエゾン派遣状況などについて情報収集を行い、把握した情報について共有を行うことが必要である。

なお、連絡調整を円滑に行うため、総務省において、被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、総括支援チーム派遣団体、対口支援団体、本制度による応援職員派遣先被災市区町村、関係団体及び総務省の担当者の連絡先を取りまとめ、それぞれの団体と共有するものとする。

（５）被災都道府県の役割

被災都道府県は、被災市区町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握することとしており、把握した情報については、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に提供することとしている。これらの情報に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣（都道府県内応援）だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡することとしている（制度要綱第６条第１項、第２項）。

また、被災都道府県は、被災市区町村を円滑に支援するため、次に掲げる事項の役割を果たすよう努めることとしている（制度要綱第２９条）。

- ①応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）

②被災市区町村の応援ニーズの把握

③被災市区町村への連絡要員の派遣

④被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）

⑤当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整

被災都道府県から被災市区町村に連絡要員が派遣された場合、当該都道府県職員は、総括支援チームとともに災害マネジメント支援を行うことが望ましい（総括支援チームが派遣されていない場合は、被災市区町村と対口支援チームの調整に参画することが望ましい。）。

2. 応援職員確保調整本部

（1）確保調整本部の設置

総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、総合的な調整などを行うため、総務省及び関係団体で構成する応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置することとしている（制度要綱第7条第1項）。

なお、震度7の地震が発生した場合には、総務省は確保調整本部を自動的に設置することとしている（制度要綱第7条第1項）。

また、確保調整本部が設置された場合、確保調整本部は、内閣府、消防庁及び都道府県、関係団体（全国知事会を除く。）を通じて全国の市区町村に対し、その旨を連絡することとしている（制度要綱第7条第3項）。

（2）確保調整本部の構成

確保調整本部の構成は以下のとおりとしている（制度要綱第7条第1項）。

- ・総務省（事務局の事務を行う（制度要綱第7条第2項）。）
- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・指定都市市長会
- ・被災地域ブロック幹事都道府県

（3）確保調整本部の役割

関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うこととしており（制度要綱第7条第1項）、具体的には以下のとおりである。

- ・関係省庁や被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県等からの応援職員の派遣に関する情報の収集・共有
- ・総括支援チーム派遣団体の調整・決定

- ・ 対口支援団体の調整・決定

（４）確保調整本部からの打診

総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体の候補団体に対して、確保調整本部から事前に打診を行うこととしている。被災市区町村への速やかな支援につなげるため、確保調整本部から打診があった際は、庁内での必要な確認を行い、速やかに回答を行うこととする。

（５）確保調整本部から総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体への連絡

確保調整本部は、（４）の候補団体への打診の結果、派遣が可能である旨の回答を得た場合は、確保調整本部での確認・決定の後、当該団体に対し決定事項等について連絡を行うこととしている。

（６）確保調整本部から全国の地方公共団体に対する連絡

確保調整本部は、以下の場合に、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて全国の市区町村に対し連絡を行うこととしている。

- ・ 確保調整本部が設置された場合（制度要綱第 7 条第 3 項）
- ・ 総括支援チーム派遣団体を決定した場合（制度要綱第 2 3 条第 8 項）
- ・ 対口支援団体を決定した場合（制度要綱第 1 0 条第 6 項）

（７）確保調整本部から一体的支援に係る市区町村への協力依頼

確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、全国市長会及び全国町村会を通じて、一体的支援に係る市区町村に対し、応援職員の派遣について協力を依頼することとしている（制度要綱第 1 0 条第 6 項）。

本制度において、対口支援団体である都道府県は、区域内の市区町村とともに一体的に応援職員を派遣することを基本としている（制度要綱第 3 条第 5 号）ことから、この一体的支援※について、関係団体を通じて協力依頼を行うものである。

※「一体的支援」については、第七章 1（３）参照。

3. 応援職員確保現地調整会議

（１）現地調整会議の設置

確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置することとしている（制度要綱第 8 条第 1 項）。

なお、設置場所については、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎を基本としている（制度要綱第 8 条第 3 項）。

被災都道府県においては、現地調整会議の設置に必要な執務スペースや通信手段が確保されていることが望ましい。

（２）現地調整会議の構成

確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるとしており（制度要綱第８条第２項）、総務省、関係団体及び関係都道府県は、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣することとしている（制度要綱第８条第４項）。

現地調整会議の基本的な構成は以下のとおりである。

- ・被災都道府県
- ・被災地域ブロック幹事都道府県
- ・総務省
- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・指定都市市長会

なお、現地調整会議参加要員を派遣した各機関においては、当該現地調整会議参加要員からの報告等を通じて、被災団体の状況を的確に把握し、関係機関との必要な調整等を行うものとする。

また、関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県が現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県）に参加させることができることとしている（制度要綱第８条第５項）。

さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができることとしている（制度要綱第８条第６項）。

（３）現地調整会議の役割

現地調整会議においては、次に掲げる調整等を行うこととしている（制度要綱第８条第１項）。

- ① 現地における情報収集
- ② 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- ③ ①②に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

（４）被災地域ブロック幹事都道府県の代理

被災都道府県が被災地域ブロック幹事都道府県である場合は、被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック

幹事代理都道府県」という。)に行わせることができることとしている(制度要綱第5条第4項)。

被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対し、代理となった旨を速やかに連絡することとしている(制度要綱第5条第4項)。

4. 総括支援チーム

(1) 総括支援チームとは

総括支援チームは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントについて総括的に支援することとしている(制度要綱第3条第6号)。

また、「災害マネジメント」の対象業務は多岐にわたるため、総括支援チームの派遣にあたっては、災害マネジメント総括支援員をサポートできるチーム編成とし、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員など災害対応業務に知見のある者等(以下の3～5名)で構成することを基本とする。なお、災害の規模や派遣の時期等に応じて、柔軟に対応することができるものとする。例えば、大規模災害が発生するおそれがある段階においては、災害マネジメント総括支援員のみ派遣されることも想定される。

- ・災害マネジメント総括支援員として登録された者 1名
- ・災害マネジメント支援員として登録された者など、避難所運営業務や罹災証明書の交付業務等に関する知見を有する者 1～2名
- ・連絡調整要員 1～2名

なお、災害マネジメント総括支援員の略称は次のとおりとしている。

ギ ャ ド ム GADM=General Adviser for Disaster Management
--

(2) 災害マネジメントとは

「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書(平成29年6月16日)」(以下「研究会報告書」という。)では、被災市区町村において一体的に確保される必要がある「災害マネジメント」機能として、

- ア)「災害のフェーズ」に応じた災害対応の在り方に関する知見
- イ) 災害対策の推進体制の整備や進捗把握などの管理マネジメント
- ウ) 応援職員の緊急確保に関する総務省等との連絡・調整

などが想定されている。

具体的には、それぞれ以下のとおりとされている。

①『災害のフェーズ』に応じた災害対応の在り方に関する知見」

被災市区町村においては、発災直後の人命救助の段階から被災住民の生活再建の支援の段階への移行に伴い、避難所の運営、家屋被害調査と罹災証明書の交付、がれきの処理、家屋の応急修理、応急仮設住宅の建設等の様々な災害応急対策を順次進めていくことが求められる。このため、これらの各災害応急対策の進め方、ノウハウ・留意事項や、併せて、災害救助法の運用に関する知識が必要となる。

②「災害対策の推進体制の整備や進捗把握などの管理マネジメント」

被災市区町村においては、例えば、まずは避難所の運営に注力しつつも、同時並行的に、次の段階で必要となる罹災証明書の交付事務や仮設住宅の建設等に対する準備を開始しなければならない。これに対する人的体制として、避難所の運営については、被災市区町村の職員を一定数確保しつつも、基本的には他の地方公共団体からの応援職員を充てることとし、罹災証明書の交付事務や仮設住宅の建設等、実施に当たって企画立案・調整等がかなりの程度求められる業務については、それぞれ被災市区町村の職員を中心としたプロジェクト・チームを編成し、推進することなどが考えられる。このため、このような推進体制に関する管理マネジメントの知識・経験が必要となる。また、そのように分担された業務については、遅れを生じることのないよう、被災市区町村の災害対策本部において、逐次進捗状況を把握し、課題が生じた場合その解決策を講じる等のフォローが不可欠である。

③「応援職員の緊急確保に関する総務省等との連絡・調整」

被災市区町村において、それぞれの業務を担当する人的体制を整備するに当たっては、被災市区町村の職員に加え、応援職員も視野に入れた上で、人的体制を計画し、それに応じて応援職員の派遣を求める必要がある。その際に、応援職員の確保について、対口支援団体による支援では不足し、緊急に全国スキームによる派遣を求める必要が生じる可能性もあることから、総務省等との密接な連絡・調整が可能な体制を構築しておく必要がある。

(3) 総括支援チームの活動事例

① 対口支援に先立ち先遣隊として派遣される事例

- ・被災市区町村の被害状況（家屋被害、農地・山林被害などの概要）の把握
- ・応援職員に依頼する業務及び必要人数の把握

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援を行う事例

- ・応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
- ・災害対策本部運営に関する助言
- ・災害対応についての首長への助言
- ・避難所運営など個別業務に関する助言
- ・罹災証明書の交付業務（受付・調査・交付）に関する全体のコーディネート

(4) 総括支援チームに求められる資質

研究会報告書において、『災害マネジメント総括支援員』は、大規模災害時に外部から被災市区町村に派遣され、必ずしも人的関係がない中で、いわば被災市区町村の臨時のスタッフとなって、首長の『災害マネジメント』を支援するという重要な役割を担う。このため、『災害マネジメント総括支援員』の活動に当たっては、被災市区町村から信頼に値すると認められることが不可欠の条件となり、仮に信頼が得られない場合には、活動自体が困難となる。」とされている。したがって、支援にあたっては、派遣元団体等における手法を画一的に適用しようとするものではあってはならず、被災市区町村の事情や意向を十分尊重し、それに応じた柔軟な対応を図る必要がある。

そのため、災害マネジメント総括支援員のみならず総括支援チームには、被災市区町村の長の指揮の下、幹部職員等と共に課題を共有しながら、円滑な行政運営を支えていくことができる資質（市区町村の行政運営に関する知見、コミュニケーション能力など）が何よりも求められる。

(5) 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録要件

災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録要件については、「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱（平成 30 年 3 月 23 日制定。令和 3 年 2 月 19 日最終改正。以下「登録要綱」という。）」第 5 条において、次のいずれにも該当する者としている。

①地方公共団体により登録要綱第 4 条第 2 項に規定する推薦が行われた者

②登録要綱第 9 条に規定する研修を受講した者

また、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦の基準は、登録要綱第 3 条において、それぞれ以下のとおりとしている。なお、推薦に当たっては、上記(4)の総括支援チームに求められる資質を十分に考慮する必要がある。

①災害マネジメント総括支援員：次のいずれにも該当する者

- ・災害対応に関する知見を有する者
- ・地方公共団体における管理職の経験を有する者若しくは所属の管理運営に携わる職員であって、当該地方公共団体がその責任において推薦する者
- ・地方公共団体において 5 年以上の勤務経験を有する者

②災害マネジメント支援員：次のいずれかに該当する者

- ・避難所運営業務に関する知見を有する者
- ・罹災証明書の交付業務に関する知見を有する者
- ・その他災害対応業務に関する知見を有する者

（６）研修

総務省は、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員並びにその候補者に対し、関係省庁の協力を得て研修を実施することとしている（登録要綱第９条）。

各地方公共団体においては、これらの者に対し積極的な研修受講を促すものとする。

５．対口支援チーム

（１）支援業務

対口支援チームは、災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援することとしている。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであるとしている（制度要綱第３条第４号）。

本制度以外の仕組み等との必要な連携とは、具体的には、本制度以外の仕組み等において対象としている業務について、当該仕組みが機能するまでの間、対口支援団体が応援職員を派遣するなど、被災市区町村の実情に応じて対応することを想定したものである。なお、国等が関与して全国的に行われる本制度以外の主な仕組みの例については、下記URLに記載のとおりである。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/hisai_chiho_kokyodantai.html

（２）対口支援に関する留意事項

① 公務出張による支援

本制度は、職務命令による短期の派遣（公務出張）による応援職員派遣の仕組みであることから、対口支援団体は出張派遣の範疇で対応できる業務について支援を行うものとする。

② 安全衛生の確保

被災市区町村は、対口支援団体に対し業務を依頼するにあたり、応援職員の安全衛生の確保について配慮するものとする。

③ 民間事業者及びボランティア団体との連携

被災市区町村は、対口支援団体に対し業務を依頼するにあたり、民間事業者への委託又はボランティア団体との連携等が可能かどうかについて考慮するものとする。

第二章 総括支援チームの派遣

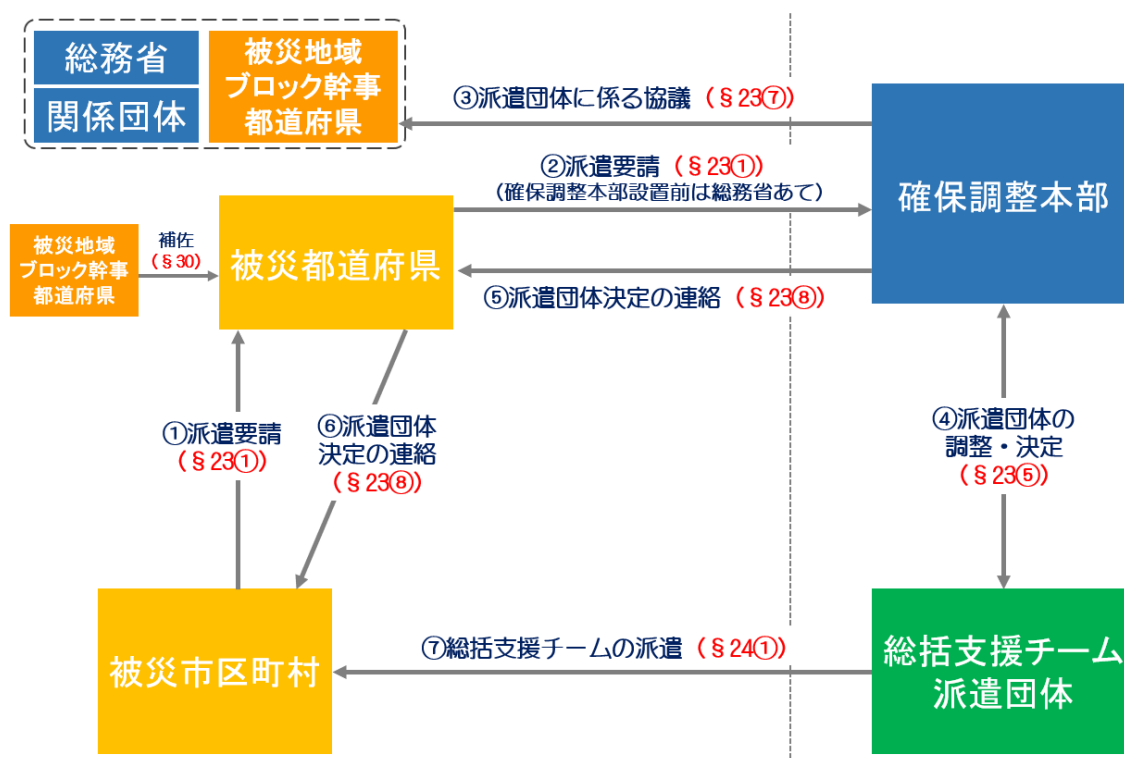
被災市区町村における災害マネジメントについて支援が必要な場合、確保調整本部において総括支援チーム派遣団体を決定し、被災市区町村に総括支援チームの派遣が行われる。

なお、本制度要綱では、被災市区町村への総括支援チームの派遣については、主に以下の3つの場合を規定している。

- ・被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合【フロー図1参照】
- ・被災都道府県が必要と判断した場合【フロー図2参照】
- ・確保調整本部が得られた情報を基に必要と判断した場合【フロー図3参照】

以下、この章では、それぞれの場合における総括支援チームの派遣の流れについて説明する。

1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合【フロー図1】



(1) 総括支援チームの派遣要請【フロー図1①②参照】

被災市区町村は、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあつては総務省）に対し総括支援チームの派遣を要請することができることとしている（制度要綱第23条第1項）。

なお、被災都道府県を通じて要請することとしているのは、被災都道府県内での支援の可否について被災都道府県が調整を行う必要があるからである。そのため、被災都道府県は、被災都道府県内での支援の可否について調整を行った上で、確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省）に対し派遣要請を行うこととなる。

（２）総括支援チーム派遣に関する協議【フロー図１③参照】

確保調整本部は、被災市区町村から被災都道府県を通じて確保調整本部に対し派遣要請があった場合であって、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する被災地域ブロック内の地方公共団体と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うこととしている（制度要綱第２３条第７項）。

なお、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県は総括支援チームの派遣をしないこととしている（制度要綱第２３条第６項）。 ※被災都道府県を補佐するため（制度要綱第３０条）。

（３）総括支援チーム派遣に関する打診【フロー図１④参照】

確保調整本部は、総括支援チーム派遣団体の候補団体に対し、総括支援チーム派遣の可否について事前に打診を行うこととしている。被災市区町村への速やかな支援につなげるため、確保調整本部から打診があった際は、庁内での必要な確認を行い、速やかに回答を行うこととする。

なお、確保調整本部からの打診については、地域ブロック幹事都道府県又は指定都市市長会の担当者から行うことを基本とする。

（４）総括支援チーム派遣団体の決定【フロー図１④⑤⑥参照】

確保調整本部は、総括支援チーム派遣団体を決定した場合には、総括支援チーム派遣団体に対しその旨を文書により連絡することとしている。ただし、文書を提出するいとまらない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出することとしている。また、確保調整本部は、関係都道府県に対し、総括支援チーム派遣団体を決定した旨を連絡することとし、さらに被災都道府県を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡することとしている。被災都道府県にあっては、当該連絡を受けた場合、被災市区町村に速やかに連絡を行う必要がある。

また、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて全国の市区町村に対しその旨を連絡することとしている（制度要綱第２３条第８項）。

（５）総括支援チームの派遣【フロー図１⑦参照】

総括支援チーム派遣団体は、派遣のための調整が完了次第、速やかに総括支援チームを派遣する必要がある（制度要綱第２５条第１項）。

なお、被災市区町村においては、総括支援チームの活動に必要な執務スペースや通信手段が確保されていることが望ましい。

また、総括支援チーム派遣団体においては、総括支援チームの活動状況についての的確に把握し、関係機関との必要な調整等を行うものとする。

(6) 総括支援チームの活動

総括支援チームは、被災市区町村の長への助言等を通じて災害マネジメントを総括的に支援するものである。なお、その際、被災市区町村の長の指揮の下、被災市区町村の事情や意向を十分尊重し、それに応じた柔軟な対応を図る必要がある。また、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握を支援することとしており（制度要綱第3条第4号）、被災市区町村への対口支援の必要性の判断に必要な情報について、確保調整本部に報告することが必要である。

(7) 連絡会議の開催等による情報共有

総括支援チームは、被災市区町村における人員充足状況等を把握するため、制度要綱第11条第4項第3号に掲げる連絡会議を可能な限り開催するなど、被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、他の応援職員（本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員）等と情報の共有に努める必要がある。

(8) 総括支援チーム派遣団体からの情報提供

総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣人数の状況等の情報を毎日提供することとしている（制度要綱第26条第1項）。これは、対口支援団体からの情報提供（第三章1（9）参照）に併せて報告するものである。

なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うこととしている。

また、被災都道府県は、提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に提供することとしている（制度要綱第26条第2項）。被災地域ブロック幹事都道府県は、当該情報を被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に提供するものとする。

ただし、複数の地域ブロックが被災する広域災害が発生し、当初から確保調整本部による広域的な調整を行った場合は、被災地域ブロック幹事都道府県への情報提供については、確保調整本部において行うものとする。

なお、制度要綱第26条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の市区町村に関するものに限る。）について、協議の上、被災地域ブロック幹事都道府県が被災都道府県に代わって行うことができることとしている（制度要綱第26条第3項）。これは、被災都道府県において総括支援チームからの情報の受領、集約業務を行うことが困難な場合を想定したものである。

総括支援チーム派遣団体の交代又は追加を行う際は、既に派遣されている総括支援チーム派遣団体は、交代する団体又は追加となった団体に対し、十分な引継ぎを行う必要がある。

The diagram illustrates the flow of disaster relief coordination between three levels of government: National Government (総務省), Prefectural Government (被災都道府県), and Local Government (被災市区町村). A dashed vertical line separates the National Government from the Prefectural and Local Governments.

- National Government (総務省):**
 - 関係団体 (Related Organizations):**
 - ③ 派遣団体に係る協議 (Agreement with dispatch organizations) (§ 23⑦)
 - 被災地域ブロック幹事 都道府県 (Disaster Area Block Chair Prefecture):**
 - ② 派遣の依頼 (Request for dispatch) (§ 23⑥)
- Prefectural Government (被災都道府県):**
 - 被災地域ブロック幹事 都道府県 (Disaster Area Block Chair Prefecture):**
 - 補佐 (Assistance) (§ 30)
 - 被災市区町村 (Disaster-stricken City/Town/Village):**
 - ① 派遣の必要性の把握 (把握に派る意向確認) (Understanding of the necessity of dispatch (Confirmation of intention to dispatch)) (§ 6①)
 - ⑥ 派遣団体決定の連絡 (Notification of dispatch organization decision) (§ 23⑧)
- Local Government (被災市区町村):**
 - 被災市区町村 (Disaster-stricken City/Town/Village):**
 - ⑦ 総括支援チームの派遣 (Dispatch of the overall support team) (§ 24①)
- Coordination and Support:**
 - 確保調整本部 (Ensuring Adjustment Headquarters):**
 - ④ 派遣団体の調整・決定 (Adjustment and decision of dispatch organizations) (§ 23⑥)
 - 総括支援チーム 派遣団体 (Overall Support Team Dispatch Organization):**
 - ⑤ 派遣団体決定の連絡 (Notification of dispatch organization decision) (§ 23⑧)

被災都道府県は、被災市区町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握することとしており（制度要綱第6条第1項）、被災都道府県が被災市区町村における災害マネジメントについて支援が必要と判断した場合、総括支援チームの派遣に係る被災市区町村の意向を確認した上で、確保調整本部に対し総括支援チームの派遣について協力の依頼をすることとしている（制度要綱第23条第6項）。

確保調整本部は、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合であって、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する被災地域ブロック内の地方公共団体と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うこと

としている（制度要綱第 23 条第 7 項）。

なお、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県は総括支援チームの派遣をしないこととしている（制度要綱第 23 条第 6 項）。 ※被災都道府県を補佐するため（制度要綱第 30 条）。

（３）総括支援チーム派遣に関する打診【フロー図 2④参照】

「１．被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「（３）総括支援チーム派遣に関する打診」と同様

（４）総括支援チーム派遣団体の決定【フロー図 2④⑤⑥参照】

「１．被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「（４）総括支援チーム派遣団体の決定」と同様

（５）総括支援チームの派遣【フロー図 2⑦参照】

「１．被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「（５）総括支援チームの派遣」と同様

（６）総括支援チームの活動

「１．被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「（６）総括支援チームの活動」と同様

（７）連絡会議の開催等による情報共有

「１．被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「（７）連絡会議の開催等による情報共有」と同様

（８）総括支援チーム派遣団体からの情報提供

「１．被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「（８）総括支援チーム派遣団体からの情報提供」と同様

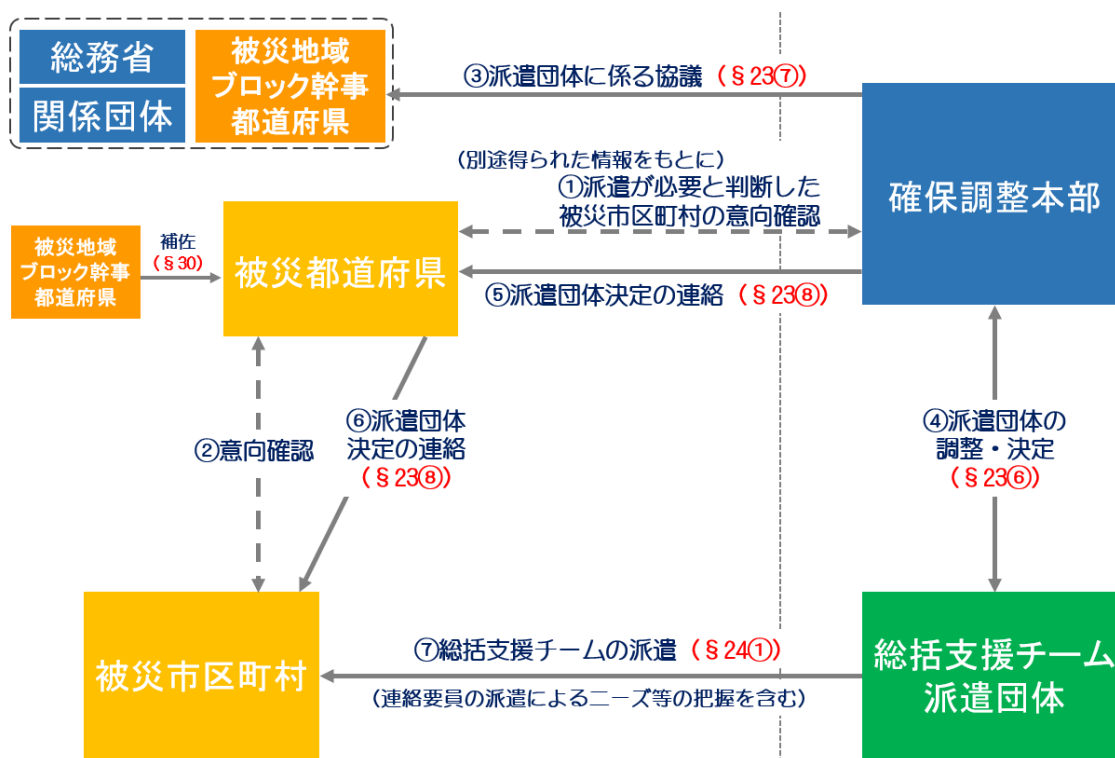
（９）その他

「１．被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「（９）その他」と同様

３．確保調整本部が必要と判断した場合【フロー図 3】

※震度 7 の地震が発生した被災市区町村に対し、要請によることなく派遣する場合を含む（制度要綱第 24 条）。

※既に入っている総括支援チームから確保調整本部に対し、交代又は追加の申出があった場合を含む（制度要綱第26条第4項）。



(1) 総括支援チーム派遣の必要性の確認【フロー図3①②参照】

確保調整本部は、得られた情報を基に被災市区町村における災害マネジメントについて支援が必要と判断した場合（制度要綱第23条第6項）、原則として、被災都道府県を通じて総括支援チームの派遣に係る被災市区町村の受援体制を確認することとしている。

(2) 総括支援チーム派遣に関する協議【フロー図3③参照】

確保調整本部は、得られた情報を基に必要と判断した場合であって、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する被災地域ブロック内の地方公共団体と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うこととしている（制度要綱第23条第7項）。

なお、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県は総括支援チームの派遣をしないこととしている（制度要綱第23条第6項）。 ※被災都道府県を補佐するため（制度要綱第30条）。

(3) 総括支援チーム派遣に関する打診【フロー図3④参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(3) 総括支援チーム派遣に関する打診」と同様

(4) 総括支援チーム派遣団体の決定【フロー図3④⑤⑥参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(4) 総括支援チーム派遣団体の決定」と同様

(5) 総括支援チームの派遣【フロー図3⑦参照】

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(5) 総括支援チームの派遣」と同様

(6) 総括支援チームの活動

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(6) 総括支援チームの活動」と同様

(7) 連絡会議の開催等による情報共有

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(7) 連絡会議の開催等による情報共有」と同様

(8) 総括支援チーム派遣団体からの情報提供

「1. 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合」の「(8) 総括支援チーム派遣団体からの情報提供」と同様

(9) その他

総括支援チーム派遣団体の交代又は追加を行う際は、既に派遣されている総括支援チーム派遣団体は、交代する団体又は追加となった団体に対し、十分な引継ぎを行う必要がある。

また、複数の総括支援チーム派遣団体が同じに一被災市区町村を支援する場合は、適切に役割分担することが望ましい。

第三章 対口支援団体の決定

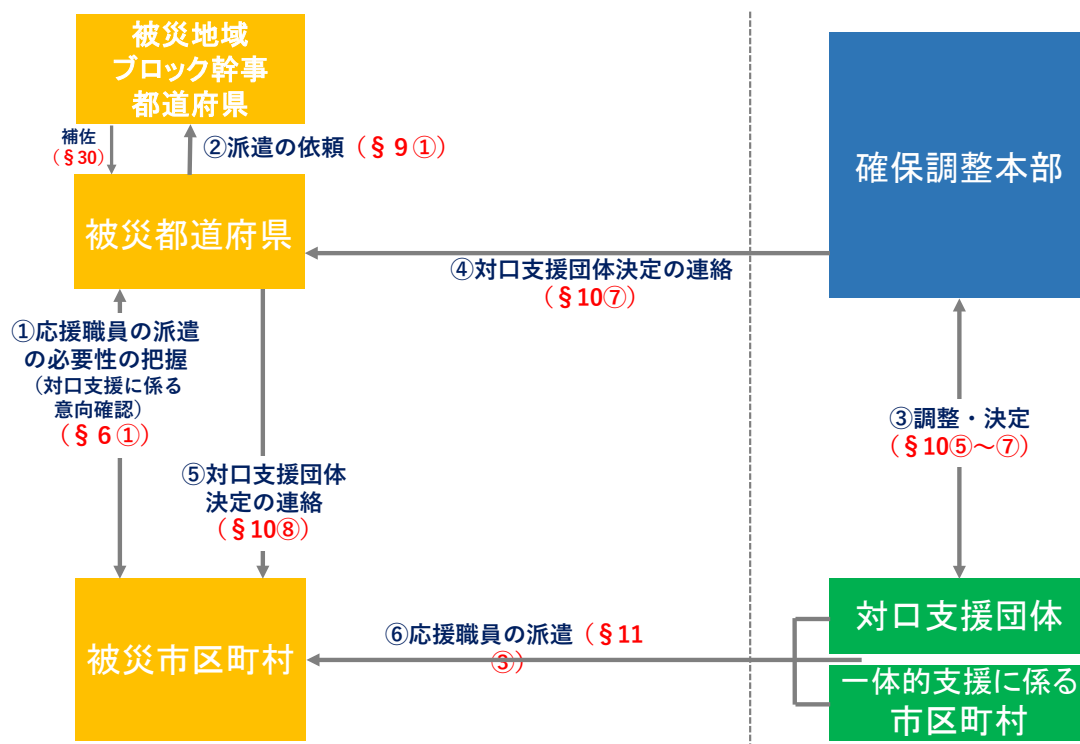
被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合、確保調整本部において対口支援団体を決定し、被災市区町村に応援職員の派遣が行われる。

なお、本制度要綱では、対口支援団体の決定について、以下の2つの場合を規定している。

- ・総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合【フロー図4参照】
- ・総括支援チームが派遣されている被災市区町村の場合【フロー図5参照】

以下、この章では、それぞれの場合における対口支援団体の決定の流れについて説明する。

1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合【フロー図4】



(1) 対口支援の必要性の把握【フロー図4①②参照】

被災都道府県は、被災市区町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握することとしており（制度要綱第6条第1項）、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合、対口支援に係る被災市区町村の意向を確認した上で、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体

に対し、応援職員の派遣について協力を依頼することとしている（制度要綱第9条第1項）。

なお、被災都道府県が依頼することとしているのは、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員派遣の可否について被災都道府県が調整を行う必要があるからである。そのため、被災都道府県は、被災都道府県内での応援職員派遣の可否について調整を行った上で、協力依頼を行うこととなる。

（２）対口支援団体の決定【フロー図4③参照】

確保調整本部は、被災都道府県が被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し応援職員の派遣依頼を行った場合には、被災地域ブロック内における対口支援団体を決定することとしている（制度要綱第10条第1項）。

なお、対口支援団体を決定するに当たっては、制度要綱第10条第2項各号^{*}に掲げる事項を考慮することを基本としている。

^{*}制度要綱第10条第2項各号に掲げる事項

- ①総括支援チームの派遣の状況
- ②被災市区町村における派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況
- ③対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間
- ④対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数
- ⑤対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績
- ⑥災害時相互応援協定等の締結状況
- ⑦その他、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

（３）対口支援に関する打診【フロー図4③参照】

確保調整本部は、対口支援団体の候補団体に対し、応援職員派遣の可否について事前に打診を行うこととしている。被災市区町村への速やかな支援につなげるため、確保調整本部から打診があった際は、庁内での必要な確認を行い、速やかに回答を行うこととする。

なお、確保調整本部からの打診については、地域ブロック幹事都道府県又は指定都市市長会の担当者から行うことを基本とする。

（４）対口支援団体の決定の連絡等【フロー図4③④⑤参照】

確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、確保調整本部から対口支援団体に

対し決定事項などを速やかに文書により連絡することとしている。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出することとしている（制度要綱第10条第4項）。

さらに、被災都道府県は、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしている（制度要綱第10条第5項）。

（５）対口支援チームの派遣【フロー図4⑥参照】

対口支援団体は、確保調整本部から決定事項などの連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握することとしている（制度要綱第11条第1項）。

また、対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、派遣のための調整が完了次第、速やかに応援職員を派遣することとしている（制度要綱第11条第3項）。

なお、被災市区町村においては、対口支援チームの受入れに際し、応援職員が従事する業務について整理されている必要がある。

また、対口支援団体においては、応援職員の活動状況についての的確に把握し、関係機関との必要な調整等を行うものとする。具体的には、応援職員のニーズ等を踏まえた応援職員の派遣、関係機関で構成する連絡会議等での情報の共有、応援職員に関する受援体制の確保に関する助言などの支援を継続的に行うこととしている（制度要綱第11条第4項）。このため、対口支援団体においては、応援職員の派遣にあたり、管理職など応援職員のとりまとめ等を行うことができる職員を派遣することが望ましい。

さらに、応援職員の交代にあたり、適切に業務実施の手順等について引継ぎを行うなど、切れ目のない円滑な支援となるよう留意する必要がある。

（６）対口支援チームの活動

対口支援チームは、被災市区町村における避難所運営や罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するものである。なお、活動にあたっては、内閣府（防災担当）から示されている「避難所運営ガイドライン」や「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」に基本的な業務実施の手順等が示されており、これらを踏まえて被災市区町村と協議する必要がある。

（７）幹事団体の決定

一の被災市区町村に対し複数の対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体間の協議により幹事団体を決定し、確保調整本部に報告するものとする。幹事団体の候補としては、具体的には、総括支援チーム派遣団体、最初に連絡要員を派遣又は対口支援を行った団体などが考えられる。

幹事団体は、対口支援団体のまとめ役として、被災市区町村と応援職員に関する調整等を行うものとする。

(8) 連絡会議の開催等による情報共有

対口支援団体は、被災市区町村における人員充足状況等を把握するため、制度要綱第11条第4項第3号に掲げる連絡会議を開催するなど、被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、他の応援職員（本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員）等と情報の共有に努める必要がある。

(9) 対口支援団体からの情報提供

対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、応援職員の派遣要請人数及び派遣人数の状況等の情報を毎日提供することとしている。（制度要綱第12条第1項）

なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うこととしている。

また、被災都道府県は、提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に提供することとしている（制度要綱第12条第2項）。

なお、制度要綱第12条第1項に規定する被災都道府県の役割について、協議の上、被災地域ブロック幹事都道府県が被災都道府県に代わって行うことができることとしている（制度要綱第12条第3項）。これは、被災都道府県において対口支援団体からの情報の受領、集約業務を行うことが困難な場合を想定したものである。

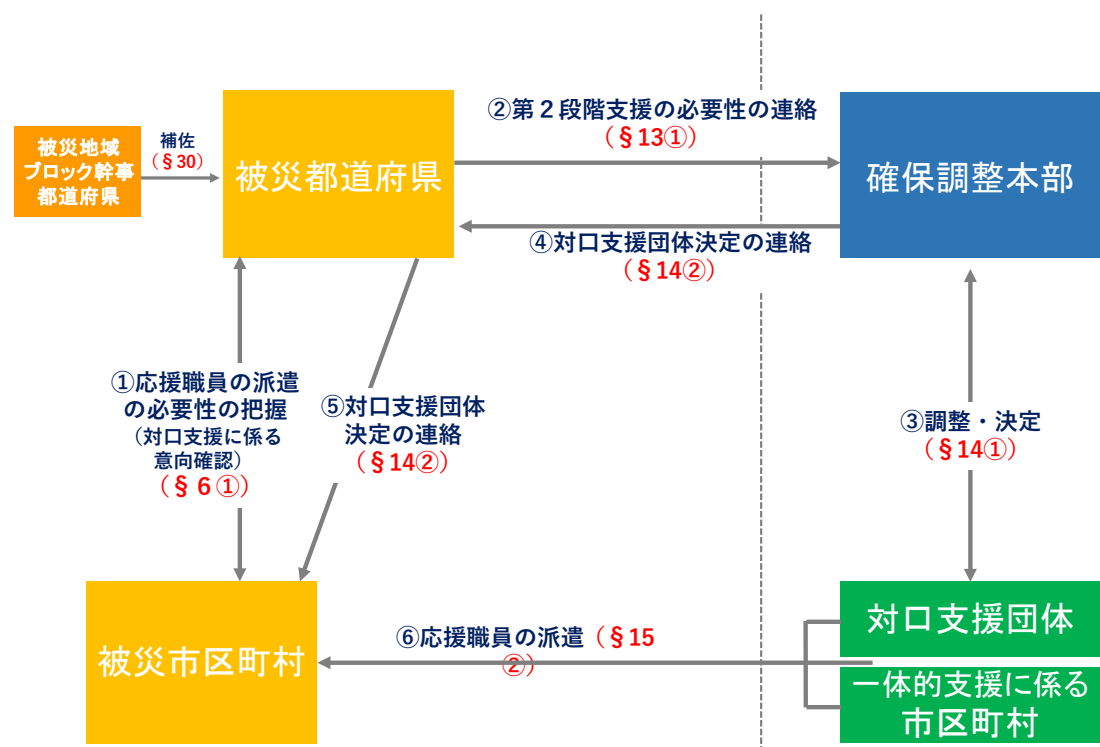
(10) 全国の地方公共団体による応援職員の派遣【フロー図4-2②参照】

被災都道府県及び被災地域ブロック幹事都道府県は、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、応援職員の派遣について協力の依頼を行うに際し、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合は、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡することとしている（制度要綱第13条第1項）。

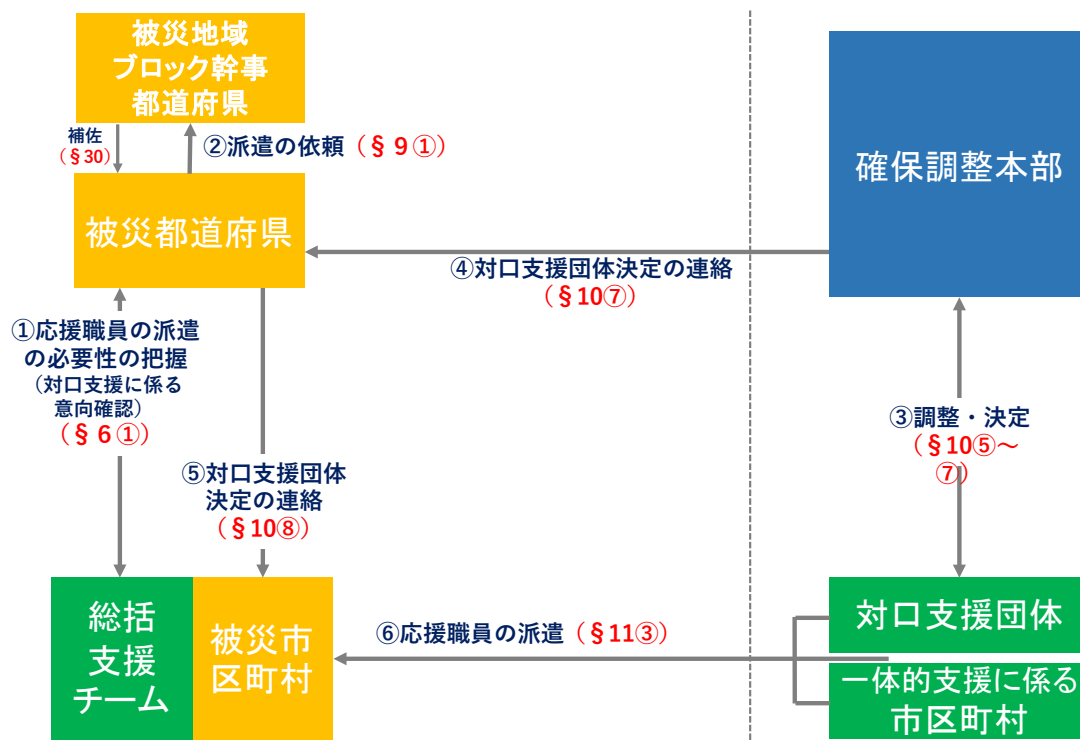
(11) その他

対口支援団体の交代又は追加を行う際は、既に派遣されている対口支援団体は、交代する団体又は追加となった団体に対し、十分な引継ぎを行う必要がある。

【フロー図 4－2】



2. 総括支援チームが派遣されている被災市区町村の場合【フロー図5】



(1) 対口支援の必要性の把握【フロー図5①参照】

被災都道府県は、被災市区町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握することとしており（制度要綱第6条第1項）、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合、対口支援に係る被災市区町村の意向を確認した上で、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、応援職員の派遣について協力を依頼することとしている（制度要綱第9条第1項）。

この場合、被災市区町村に派遣された総括支援チームからの情報（応援職員のニーズ等）を踏まえ、被災都道府県が、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員派遣の可否について調整を行った上で、協力依頼を行うこととなる。被災市区町村に派遣された総括支援チームには、被災都道府県に対し、被災市区町村の意向を確認した上で、応援職員のニーズ等を的確に情報提供することが求められる。

(2) 対口支援の調整【フロー図5③参照】

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(2) 対口支援の

調整」と同様

(3) 対口支援に関する打診【フロー図5③参照】

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(3) 対口支援に関する打診」と同様

(4) 対口支援団体の決定【フロー図5③④⑤参照】

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(4) 対口支援団体の決定」と同様

(5) 対口支援チームの派遣【フロー図5⑥参照】

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(5) 対口支援チームの派遣」と同様

※ただし、制度要綱第11条第1項に係る部分を除く。

(6) 対口支援チームの活動

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(6) 対口支援チームの活動」と同様

(7) 幹事団体の決定

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(7) 幹事団体の決定」と同様

(8) 連絡会議の開催等による情報共有

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(8) 連絡会議の開催等による情報共有」と同様

(9) 対口支援団体からの情報提供

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(9) 対口支援団体からの情報提供」と同様

(10) 全国の地方公共団体による応援職員の派遣

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(10) 全国の地方公共団体による応援職員の派遣」と同様

(11) その他

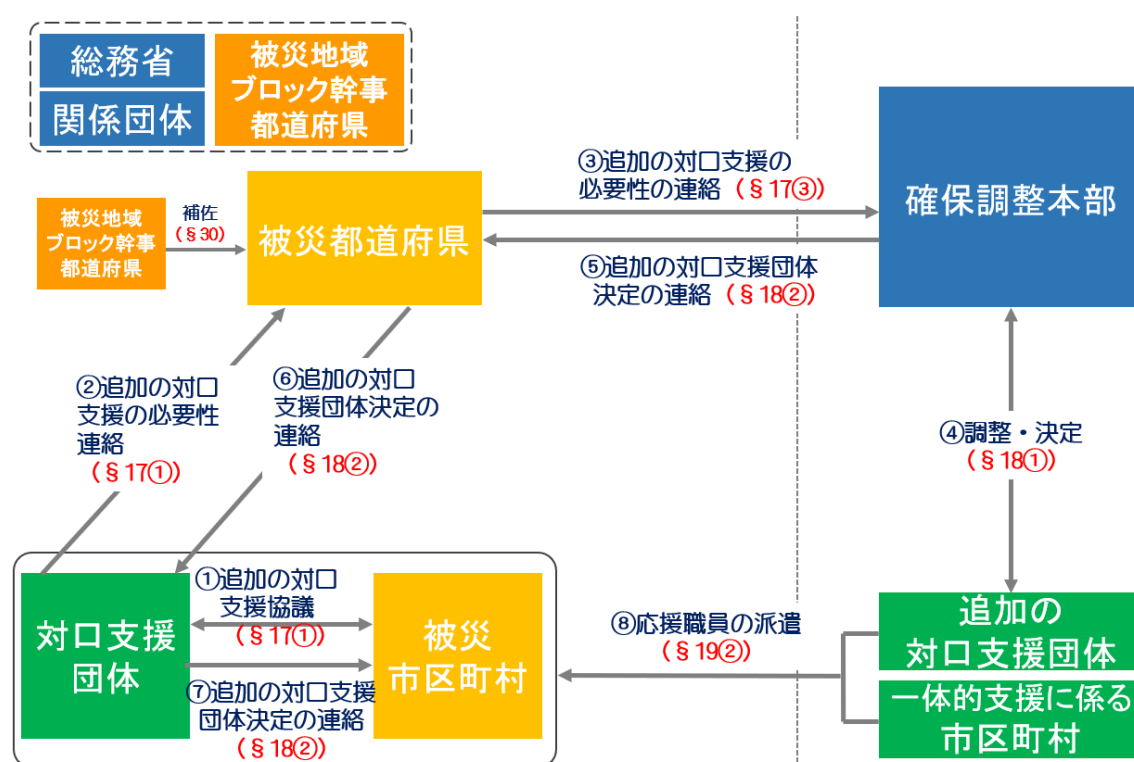
「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(11) その他」と同様

第四章 追加の対口支援団体の決定

当初決定した対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部において追加の対口支援団体を決定し、被災市区町村に追加の対口支援団体による応援職員の派遣が行われる。【フロー図6参照】

以下、この章では、追加の対口支援団体の決定の流れについて説明する。

1. 追加の対口支援団体の決定【フロー図6】



(1) 追加の対口支援の必要性の把握【フロー図6①参照】

対口支援団体は、被災市区町村における人員充足状況等を把握するため、制度要綱第11条第4項第3号に掲げる連絡会議を開催するなど、被災市区町村の職員、他の応援職員（本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員）等と情報の共有に努める必要がある。

(2) 追加の対口支援の必要性の連絡【フロー図6①②参照】

対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡することとしている（制度要綱第17条第1項）。

※被災市区町村において追加の対口支援の必要性を把握した場合も、必ず既に派遣されている対口支援団体と協議の上、派遣を要請すること。

(3) 追加の対口支援の必要性の連絡【フロー図6③参照】

被災都道府県は、対口支援団体からの追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡することとしている（制度要綱第17条第3項）。

なお、被災都道府県は、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員派遣の可否について調整を行った上で、追加の対口支援の必要性について連絡することとなる。

(4) 追加の対口支援に関する打診【フロー図6④参照】

確保調整本部は、追加の対口支援団体の候補団体に対し、応援職員派遣の可否について事前に打診を行うこととしている。被災市区町村への速やかな支援につなげるため、確保調整本部から打診があった際は、庁内での必要な確認を行い、速やかに回答を行うこととする。

なお、確保調整本部からの打診については、地域ブロック幹事都道府県又は指定都市市長会の担当者から行うことを基本とする。

(5) 追加の対口支援団体の決定【フロー図6④⑤⑥⑦参照】

確保調整本部は、追加の対口支援団体を決定した場合には、確保調整本部から追加の対口支援団体に対し決定事項などを速やかに文書により連絡することとしている。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出することとしている。また、確保調整本部は、被災都道府県に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしている（制度要綱第18条第2項）。

また、被災都道府県は、追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し、確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしており、当該連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡することとしている（制度要綱第18条第2項）。

(6) 追加の対口支援チームの派遣【フロー図6⑧参照】

追加の対口支援団体は、確保調整本部から決定事項などの連絡を受けた場合には、派遣要請人数等を踏まえ、応援職員派遣のための調整を行うこととしている（制度要綱第19条第1項）。

また、追加の対口支援団体及び追加の対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、派遣のための調整が完了次第、速やかに応援職員を派遣することとしている（制度要綱第19条第2項）。

なお、被災市区町村においては、追加の対口支援団体の受入れに際し、応援職員が従事する業務について整理されている必要がある。

また、追加の対口支援団体においては、応援職員の活動状況についての確に把握し、関係機関との必要な調整等を行うものとする。具体的には、応援職員のニーズ等を踏まえた応援職員の派遣、関係機関で構成する連絡会議等での情報の共有、応援職員に関する受援体制の確保に関する助言などの支援を継続的に行うこととしている（制度要綱第11条第4項）。このため、追加の対口支援団体においても、応援職員の派遣にあたり、管理職など応援職員のとりまとめ等を行うことができる職員を派遣することが望ましい。

さらに、応援職員の交代にあたり、適切に業務実施の手順等について引継ぎを行うなど、切れ目のない円滑な支援となるよう留意する必要がある。

(7) 幹事団体の決定

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(7) 幹事団体の決定」と同様

(8) 追加の対口支援団体からの情報提供

「1. 総括支援チームが派遣されていない被災市区町村の場合」の「(9) 対口支援団体からの情報提供」と同様

(9) 被災都道府県の役割の被災地域ブロック幹事都道府県による代行

被災地域ブロック幹事都道府県は、制度要綱第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び第20条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができることとしている（制度要綱第20条第3項）。

(10) その他

対口支援チーム派遣団体の交代又は追加を行う際は、既に派遣されている対口支援チーム派遣団体は、交代する団体又は追加となった団体に対し、十分な引継ぎを行う必要がある。

第五章 派遣の終了

1. 総括支援チーム

総括支援チームの派遣の終了については、被災都道府県及び総括支援チーム派遣先被災市区町村と十分協議の上、検討を行うものとする。この場合、次に掲げる①及び②に該当することを確認する必要がある。また、当事者間での判断が困難である場合、確保調整本部に相談することが望ましい。

なお、総括支援チームの派遣を終了する場合には、総括支援チーム派遣団体から確保調整本部に対し、事前に以下の①及び②に係る確認状況等を記載した文書により連絡することとしている（制度要綱第25条第4項）。

- ①総括支援チーム派遣先被災市区町村において適切に人員充足状況を把握でき、被災都道府県との連絡等が十分行われると判断される状況にあること
 - ②総括支援チーム派遣先被災市区町村の災害マネジメントを支援する必要がなくなったと判断される状況にあること
- （例：総括支援チーム派遣先被災市区町村における自律的な本部運営の実施 など）

2. 対口支援チーム

対口支援チーム（追加の対口支援団体を含む。）の派遣の終了については、被災都道府県及び対口支援先被災市区町村と十分協議の上、検討を行うものとする。この場合、次に掲げる①、②又は③に該当することを確認する必要がある。また、当事者間での判断が困難である場合、確保調整本部に相談することが望ましい。

なお、応援職員の派遣を終了する場合には、対口支援団体から確保調整本部に対し、事前に以下の①、②又は③に係る確認状況等を記載した文書により連絡することとしている（制度要綱第11条第5項、第15条第3項、第19条第3項）。

- ①対口支援先被災市区町村の職員において対応が可能であると判断される状況にあること
- （例：避難所の集約や自主運営の拡大に伴う業務減 など）
- ②対口支援先被災市区町村の職員だけでは対応が困難であるものの、被災都道府県及び被災都道府県内の他の市区町村からの応援職員の確保により、対応が可能であると判断される状況にあること
 - ③派遣の長期化等により、対口支援団体での応援職員数の確保が困難になったこと
- ただし、上記③の場合で、引き続き支援が必要なときは、確保調整本部は、他の対口支援団体を調整することとする。

3. 被災市区町村

被災市区町村は、上記1及び2を参考として、派遣終了について総括支援チーム派遣団

体又は対口支援団体と協議を行うことが必要である。また、当事者間での判断が困難である場合、被災都道府県を通じて確保調整本部に相談することが望ましい。

4. 被災都道府県

被災都道府県は、上記1及び2を参考として、区域内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣調整を行うなど、対口支援終了後の応援体制の構築に努めるとともに、派遣終了について、被災市区町村、総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体と協議を行うことが必要である。また、当事者間での判断が困難である場合、確保調整本部に相談することが望ましい。

5. 確保調整本部

確保調整本部は、上記1又は2により、総括支援チーム派遣団体又は対口支援団体から派遣終了の連絡を受けた場合、その内容について確認のうえ、当該総括支援チーム派遣団体又は対口支援団体に対し、派遣終了について文書により連絡することとしている（制度要綱第11条第6項、第15条第4項、第19条第4項、第25条第5項）。

6. 派遣終了に関する留意点

総括支援チーム及び対口支援団体による応援職員の派遣期間については、被災市区町村によって状況が様々であることから、一律にルール化することは困難であるが、受援側（被災都道府県及び被災市区町村）と応援側（総括支援チーム派遣団体及び対口支援団体）の双方における丁寧な話し合いにより合意形成を図る必要がある。早期に派遣終了の時期についての協議を開始することが望ましい。

なお、派遣終了に向けた段階的な業務移管の協議も行うことが望ましい。

なお、対口支援団体による応援職員の派遣期間については、以下の状況から、発災後、概ね1ヶ月を一つの目安とすることは考えられるところである。

- ・発災後、時間の経過とともに被災市区町村における応急対応業務の量は減少し、被災市区町村や県内の地方公共団体からの応援で対応できる可能性が高まること。
- ・罹災証明書は、発災から1ヶ月以内を目処に初回の調査を実施し、交付を行う必要があること。

ただし、被災状況によっては派遣期間が伸長することに留意が必要である。

また、派遣終了の時期について被災市区町村と合意していた場合においても、その後の状況変化により、応援職員の派遣期間が延長又は短縮される状況も想定されるところである。その際には、改めて被災市区町村と応援職員の派遣終了の時期について協議する必要がある。

第六章 費用負担

1. 応援職員の派遣に関する費用の負担

本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする（制度要綱第32条）。この場合、既に定められている災害時相互応援協定等の定めによることも含まれるものである。

なお、応援職員の派遣に関する費用負担の検討にあたっては、以下の制度に留意する必要がある。

①災害救助法の対象経費（避難所運営など）

避難所運営経費など災害救助法第4条に規定する救助に要する経費は、被災都道府県が支弁することとなっている。

②災害救助法の対象外経費（災害対策本部運営支援、罹災証明書交付など）

被災地域の応援等に要する経費については、応援側に特別交付税措置が講じられることとなっている。

第七章 平時における体制整備

1. 応援職員の派遣準備

(1) 応援職員の対応能力の向上、リスト化

地方公共団体は、災害対応に必要な資格・免許の取得、避難所運営や罹災証明書の交付などに関する研修の受講等を促進することにより、職員の災害対応能力の向上に努める必要がある。これは、応援職員としてのスキルアップのみならず、自らの地方公共団体が被災した際に的確に対応できる職員の育成につながるものである。

また、迅速な応援職員の派遣に向け、派遣要員について事前にリスト化しておくことも有用である。

なお、平成31年度より、職員の災害対応能力向上のため、資格取得・講習受講に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

(2) 応援職員のための装備

各地方公共団体においては、迅速な応援職員の派遣が行われるよう、平時より必要な装備について準備しておく必要がある。

想定される装備品の例を次ページに掲げるが、平成31年度より、本制度等に基づき被災団体へ派遣される職員の装備に要する経費について地方交付税措置を講じることとしている。

(3) 一体的支援

避難所運営や罹災証明書の交付などの災害対応業務は市区町村の担当業務であることから、大規模災害時には、全国の市区町村による積極的な応援職員の派遣が期待されるところである。

被災市区町村に対する対口支援にあたっては、対口支援団体である都道府県が、区域内の市区町村（指定都市を除く。）とともに、一体的に応援職員を派遣することとしている（制度要綱第3条第5号）。

したがって、災害時に速やかに一体的支援が行えるよう、あらかじめ都道府県と区域内の市区町村の間で、派遣に関するルールや情報連絡体制を確立しておくことが必要である。

<想定される装備品の例>

<物品>

	品目
携行	キャリーバッグやリュック
食料	保存食
	保存水
安全装備	防災服
	その他安全装備(防塵マスクや革手袋など)
生活装備	生活用品(着替え、衛生用品など)
	雨具(雨カッパなど)
	防寒着
	使い捨てカイロ
寝具	寝袋
	防災用のアルミシートなど
救急	救急セット
文具	文房具
その他	ヒップバッグ

<情報通信機器>

	品目
パソコン	パソコン本体
	PC用ケース
カメラ	デジタルカメラ
プリンタ・スキャナ	モバイルプリンター
	プリンター用インク(黒)
	プリンター用インク(カラー)
	携帯スキャナ
通信機器	公用携帯電話
	衛星携帯電話
	iPad
	データ通信機器(モバイルWi-Fiなど)
その他	小型ラジオ
	大容量モバイルバッテリー
	ソーラー充電器、シガーソケットチャージャーなど

2. 受援体制の構築

(1) 受援計画への位置づけ等

大規模災害時に、被災地方公共団体において災害対応業務に必要な人的資源が不足した場合、応援職員の派遣を受け入れることが必要不可欠となる。このため、円滑に応援の受入れができるよう、事前に受援体制を整備し、応援職員の役割について整理しておく必要がある。

受援体制の構築に関しては、内閣府（防災担当）から「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月）」が発出されている。

このガイドラインでは、「災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災地方公共団体においては、通常業務の範囲や量を超えて生じる新たな業務への対応が必要となる。被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災地方公共団体単独での対応は、一層困難になる。このような地方公共団体の対応力を超える状況下で不可欠なのが『応援の受入れ』である」とされ、また、「応援を受けて実施する業務をあらかじめ特定し、その業務の具体内容を整理し、応援側に依頼する範囲を明らかにしておくことで、応援の実効性を高めておく必要がある」とされている。

なお、このガイドラインには、平成30年3月から運用を開始した本制度に関する記述はないが、本制度に基づく受援について、あらかじめ各地方公共団体の受援計画等に位置付けておく必要がある。

(2) 本制度に関する受援担当部署

本制度に関する受援担当部署は、平時から市区町村との連絡体制を構築している必要がある。

(3) 宿泊可能な施設等のリスト化

地方公共団体は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることとしている（制度要綱第27条3項）。

※令和6年6月防災基本計画を踏まえた対応。

3. 訓練の実施

総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施することとしている（制度要綱第34条）。

こうした訓練を通じて、それぞれの団体において、本制度に対する理解を深めるとともに、災害時における総務省、関係省庁、関係団体、地方公共団体間の情報伝達経路の確認等を行

っておく必要がある。

また、都道府県は、平素より地域ブロック内の都道府県・指定都市や区域内の市区町村などと訓練を実施するなど、災害時における情報伝達経路を確認し、地方公共団体間の連携体制をより強固なものとしていく必要がある。さらに、様々な訓練の機会を通じて、自らの受援体制及び区域内の市区町村に対する応援体制の確認、充実に努めていく必要がある。

第八章 南海トラフ地震、首都直下地震等極めて規模の大きい災害時の特例

南海トラフ地震、首都直下地震等極めて規模の大きい災害時には、別に定める取扱いに基づき応急対策職員派遣制度を運用することとしている（制度要綱第36条）。